

重要なお知らせ

指定難病など各受給者証の申請手続き変更のお知らせ

北海道では、これまで、各道立保健所で指定難病など各受給者証の交付申請書等を受付していましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、保健所業務が逼迫している現状を踏まえ、感染症のまん延時においても、安定的に支給認定業務を進めるため、**令和4年(2022年)4月1日から全ての申請手続きの提出先を道庁(本庁)に一元化します。それに伴い、手続きは郵送で行っていただくようお願いします。**

道民の皆様には、お手数をおかけしますが、変更の趣旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。

なお、一元化することにより、感染症のまん延状況に左右されず支給認定業務を行うことができ、支給認定に要する期間の短縮に繋げるほか、担当職員が集中的に対応することにより、更なる専門性の向上に努めて参ります。

これまで

(令和4年3月31日まで)

各道立保健所に提出

これから

(令和4年4月1日以降)

お問い合わせ先・申請先

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課手当支給係

〒060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号：011-231-4111 内線：25-523, 25-524, 25-525

※ 札幌市、旭川市、函館市、小樽市の保健所では引き続き各種申請の窓口対応を行います。

○対象となる受給者証の種類(主なもの)

- ・ 特定医療費(指定難病)受給者証
- ・ 肝炎治療特別促進事業受給者証(B型慢性肝疾患(核酸アナログ治療))
- ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証
- ・ 特定疾患医療受給者証
- ・ ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証

○留意事項

- ・ 対象となる制度や手続き方法の詳細につきましては、お手数をおかけしますが、道庁のホームページ(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/106800.html>)でご確認いただくか、お問い合わせ先までご連絡ください。
- ・ 特別な事情などにより、郵送での申請が困難な場合は、最寄りの保健所で受け取りの対応を行いますが、郵送申請と比べて、認定等までに時間を要する場合があります。
- ・ 難病等に関する健康相談については、引き続き最寄りの保健所に対応いたします。